2. 底生動物調査

2. 底生動物調査

2.1 底生動物調査結果の概要

(1)　確認種

今回とりまとめを行った 1 級河川 14 水系 18 河川および指定区間 3 水系 3 河川で確認された底生動物は、貝類等の軟体動物、ミミズ等の環形動物およびエビ類、昆虫類等の節足動物等 63 目 258 科 848 種でした。確認種数が多かった河川は、近畿地方の揖保川の 386 種、中部地方の宮川の 320 種、近畿地方の加古川の 291 種などでした。

(2)　重要種[注 1)]

今回とりまとめを行った 21 河川で確認された重要種は、環境省のレッドデータブックおよびレッドリストで絶滅危惧Ⅰ類に指定されているナカセコカワニナ、クロヘナタリガイ、センベイアワモチ、絶滅危惧種Ⅱ類に指定されているマルタニシ、コゲツノブエガイ、タケノコカワニナ、カワアイガイ、ミズゴマツボ、マメタニシ、オカミミガイ、キヌカツギハマシイノミガイ、ウミマイマイ、クルマヒラマキガイ、ハイガイ、カワシンジュガイ、ハナグモリガイ、シオマネキ、ハクセンシオマネキ、オオサカサナエ、ナゴヤサナエ、コガタノゲンゴロウ、コオナガミズスマシ、ヨコミゾドロムシ、ケスジドロムシ等 83 種でした。

重要種の確認種数が最も多かった河川は、九州地方の筑後川で 28 種、次いで近畿地方の揖保川の 25 種、中部地方の宮川の 23 種でした。

注 1) 重要種について

本資料においては、次の文献のいずれかに該当する種や亜種を重要種としました。

- 「文化財保護法」の特別天然記念物および天然記念物。
- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種および緊急指定種。
- 環境省編「レッドデータブック 2014」掲載種（2014：哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、貝類、その他無脊椎動物）
- 環境省編「第 4 次レッドリスト」掲載種（2012：維管束植物、昆虫類，　2013：汽水・淡水魚類）

絶滅危惧ＩＡ類　　：ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種。
絶滅危惧ＩＢ類　　：ＩＡ類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種。
（注：底生動物ではＩＡ類とＩＢ類を併せて「絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機に瀕している種」とする場合がある。）
絶滅危惧Ⅱ類　　：絶滅の危険が増大している種。

(3)　国外外来種[注 2)]

1)　国外外来種の確認状況

今回とりまとめを行った 21 河川で確認された国外外来種は、アメリカナミウズムシ、スクミリンゴガイ、ハブタエモノアラガイ、サカマキガイ、カワヒバリガイ、アメリカフジツボ、フロリダマミズヨコエビ、アメリカザリガニ等の 23 種でした。

国外外来種の確認種数が最も多かった河川は、近畿地方の淀川と加古川で 13 種、次いで九州地方の筑後川の 11 種類でした。

2)　特定外来生物等の確認状況

上記の国外外来種のうち、外来生物法が定めるところの特定外来生物[注 3)]は、カワヒバリガイおよびウチダザリガニの 2 種、要注意外来生物[注 4)]は、スクミリンゴガイ、コウロエンカワヒバリガイ、イガイダマシ、タイワンシジミ、カニヤドリカンザシゴカイ、タテジマフジツボ、ア

メリカザリガニの７種が確認されました。

注 2,3,4）国外外来種の選定基準について

注 2）　外来種とは、本来その生物が生息していない地域に貿易や人の移動などを介して意図的・非意図的に導入された種をいいます。外来種のうち、日本国外から持ち込まれた種を「国外外来種」といい、日本国内の種であっても本来その生物が生息していない地域に、他の場所から持ち込まれた種は「国内外来種」といいます。

本資料でいう国外外来種とは、おおむね明治以降に人為的影響により導入したと考えられる国外由来の動植物すべてを指し、導入以後に国内に定着した種であるか否かの判断は、選定の際に考慮していません。

注 3）　特定外来生物とは、『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(2005年６月１日施行)』により、輸入や飼養等が規制される生物(生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる)です。おおむね明治以降に国外から導入された国外外来種のうち、生態系、人の生命・身体および農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがある生物が指定されています。

注 4）　要注意外来生物とは、「外来生物法の規制が課されるものではないが、生態系に悪影響を及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力について啓発を行う」必要がある生物として環境省が選定した外来生物です。